

福岡県公報

平成十九年五月十八日
第二千六百七十八号
増刊
①

目次

再掲

福岡県職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

四

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

四

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

四

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する

平成十九年五月十二日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四十五号

福岡県職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の仕事の設置に関する規則(昭和五十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表の一 本庁の表中

1の3 長 出納事務局	1 地方自治法第六十八条に定める会計管理者の権限に属する事務を掌理する。 2 前号に掲げる事務を除く事務について、知事の命を受け、出納事務局等の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----------------	--

1の3の1 理者 会計管	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第六十八条に定める会計管理者の権限に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
1の3の2 務局長 出納事	知事又は会計管理者の命を受け、出納事務局等の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
福岡県訓令第二十号

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年五月十二日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第七条の表知事部局の項中

<p>出納事務局長の決裁事項</p>	<p>会計管理者の決裁事項</p>	<p>部長の決裁事項</p>	<p>出納事務局長の決裁事項</p>	<p>会計管理者の決裁事項</p>	<p>部長の決裁事項</p>
<p>主務課の課長</p>	<p>出納事務局長</p>	<p>局を置く部にあつては局の所掌事務については局長、その他の事務については部次長、局を置かない部にあつては部次長</p>	<p>主務課の課長</p>	<p>主務課の課長</p>	<p>局を置く部にあつては局の所掌事務については局長、その他の事務については部次長、局を置かない部にあつては部次長</p>
<p>主務課の副課長等（副課長を置く課にあつては副課長（副課長が二人以上あるときは、当該事務を担当する副課長。以下同じ）、その他の課にあつては課長補佐（課長補佐が二人以上あるときは、当該事務を担当する課長補佐。以下この表中同じ。）をいう。以下この表中同じ。）</p>	<p>主務課の課長</p>	<p>主務課の課長</p>	<p>主務課の副課長等</p>	<p>主務課の副課長等</p>	<p>主務課の副課長等（副課長を置く課にあつては副課長（副課長が二人以上あるときは、当該事務を担当する副課長。以下同じ）、その他の課にあつては課長補佐（課長補佐が二人以上あるときは、当該事務を担当する課長補佐。以下この表中同じ。）をいう。以下この表中同じ。）</p>

に を

改める。

別表一第十四項知事決裁事項の欄第一号中「又は会計管理者」を削り、同項副知事専決事項の欄第一号中「部長、」の下に「会計管理者、」を加える。
別表四中表の部分の部分を次のように改める。

区分		出納事務局長	
1 委託料	三、 万円以上 四、 万円未満	三、 万円以上 四、 万円未満	三、 万円未満
2 使用料及び賃借料	三、 万円以上 四、 万円未満	三、 万円以上 四、 万円未満	三、 万円未満
3 工事請負に係るもの （工事の執行に係る委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、公有財産購入費並びに備品購入費を含むものとし、それぞれを一件とする。）	九、 万円以上 一億円未満	九、 万円以上 一億円未満	九、 万円未満
4 公有財産購入費	八、 万円以上 万円未満	八、 万円以上 万円未満	八、 万円未満
5 備品購入費	二、 万円以上 万円未満	二、 万円以上 万円未満	二、 万円未満
6 負担金、補助及び交付金	三、 万円以上 四、 万円未満	三、 万円以上 四、 万円未満	三、 万円未満
7 貸付金	一、 万円以上 二、 万円未満	一、 万円以上 二、 万円未満	一、 万円未満
8 投資及び出資金	八、 万円以上 一、 万円未満	八、 万円以上 一、 万円未満	八、 万円未満
9 積立金	五、 万円以上 一億円未満	五、 万円以上 一億円未満	五、 万円未満

別表五を次のように改める。

別表五（第十七条関係）本庁等における支出負担行為の確認及び支払決定の専決

一般の出支に係るもの										項
9 工事請負に係るもの(工事の執行に係る委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、公有財産購入	8 使用料及び賃借料	7 委託料	6 役務費	5 需用費		4 交際費	3 報償費	2 旅費	1 報酬、給料、職員手当等、共済費、災害補償費、恩給及び退職年金、賃金	区分
				経費	食糧費					
						八万円以上				出納事務局長
八、 円以上 万		二、 円以上 万			八 万円以上	八 万円以上 二 万円未満	六 万円以 上			センター課長 (総務事務セ ンターに係る ものにあつて は総務事務セ ンターの副課 長)
八、 円未満 万	一 万円以上	二、 円未満 万	一 万円以上	一 万円以上	八 万円以上 二 万円未満	二 万円未 満	六 万円未 満	外国旅行に係 るもの。		総務事務セン ターの副課長
	一 万円未満		一 万円未満	一 万円未満	二 万円未 満		二 万円未 満	国内旅行に係 るもの。	全額	総務事務セン ターの当該事 務を担当する 企画主幹及び 企画主査

21 公課金	20 寄附金	19 積立金	18 投資及び出資 金	17 償還金、利子 及び割引料	16 補償、補填及 び賠償金	15 貸付金	14 扶助費	13 負担金、補助 及び交付金	12 備品購入費	11 公有財産購入 費	10 原材料費	費、備品購入費 並びに補償、補 填及び賠償金を 含むものとし、 それぞれを一件 とする。)
	上 四 万円以 下				上 三 万円以 下			四、 円以上 万				
	満 四 二 万円以上 万円未 満	全額	上 三 万円以 下	一、 円以上 万	満 三 五 万円以上 万円未 満	二、 円以上 万		一、 円以上四、 万円未 満	上 八 万円以 下	上 五 万円以 下	一、 円以上 万	
上 一 万円以 下	二 万円未 満		満 三 万円未 満	上、 万円未 満	五 万円未 満	二、 円未 満 万	上 一 万円以 下	一、 円未 満 万	満 八 万円以 上	満 五 万円未 満	一、 円未 満 万	
満 一 万円未 満				満 一 万円未 満			満 一 万円未 満		一 万円未 満			

	22	繰出金				
			二、 円以上	八 万円以	一 万円以	一 万円未
二	資金前渡に係るもの	第一項に掲げる範囲の額	第一項に掲げる範囲の額	第一項に掲げる範囲の額	第一項に掲げる範囲の額	第一項に掲げる範囲の額
三	繰替払に係るもの					
四	過年度支出金に係るもの					
五	戻入金に係るもの					
六	歳入歳出外現金に係るもの			全額		

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年五月十一日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第二十四号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則
福岡県の職員の級別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一イ甲表中



附則

この規則は、平成十九年五月十二日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

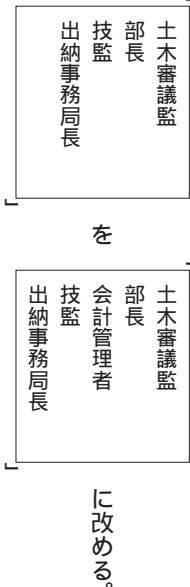
平成十九年五月十一日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第二十五号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中



附則

この規則は、平成十九年五月十二日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年五月十一日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第二十六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「部長」を「部長 会計管理者」に改める。
附則

この規則は、平成十九年五月十二日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）